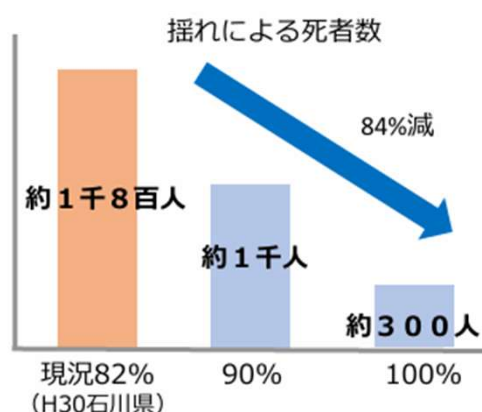
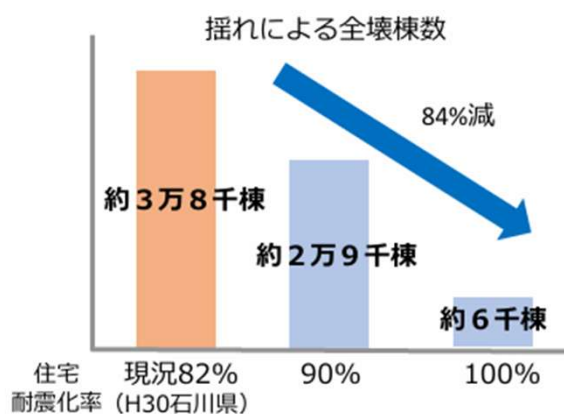


あなたの建物の **耐震化**を支援します！

—金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助制度のあらまし—
(**非木造編**)



住宅の耐震化により建物被害と人的被害が大幅に減少します。



出典：石川県地震被害想定調査概要版（抜粋）

【お問い合わせ先】

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 第一本庁舎 3階
金沢市 都市整備局 建築指導課 建物安全推進室
TEL：076-220-2059 FAX：076-220-2134

補助対象の確認

チェック① 建物の要件

昭和56年(1981年)5月31日以前に建築され又は工事に着手されたものの内(※1)、次のいづれかに該当し建築基準法に適合(※2)しているもの

《用途》◎一戸建て住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎

◎多数の者が利用する建築物(※3)

《立地》◎敷地が緊急輸送道路に面する建築物(緊急輸送道路沿道建築物)(※4)

チェック② 申請者の要件

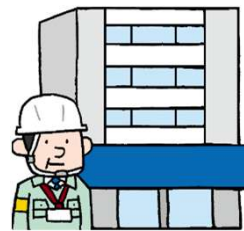
補助対象となる建築物の所有者で、市税を完納している者(※5)

チェック③ 診断者・設計者の資格

建築士法に定める建築士であって、所定の講習会を修了している者(耐震事業者リスト(※6)を参考にしてください。)

チェック④ 工事施工者の資格

- ・特に定めはありません。
- (請負額、工事の内容によって、建設業の許可が必要になります。)
- ・「誰に頼んでよいか分からない。」という場合は、耐震事業者リスト(※6)を参考にしてください。
- ・設計した建築士に工事監理を依頼すると、より客観的に工事の内容や品質等を確認してもらうことができます。



-
- ※1 他特殊な工法(建築基準法旧38条認定等)で建築されたものは除く。
 - ※2 是正により適合するものを含む。
 - ※3 補助対象となる用途や複数の用途にまたがる場合等、詳細については、建築指導課にご確認ください。
 - ※4 地震時に通行障害を発生させるおそれのある建築物に限ります。補助対象となる緊急輸送道路については、建築指導課にご確認ください。
 - ※5 所有者が複数の場合等は、建築指導課へお問い合わせください。
 - ※6 (一財)日本建築防災協会のホームページで耐震事業者リストが公表されています。



(参考) 耐震事業者リスト

補助内容（補助率及び限度額）（※7）

一戸建て住宅	対 象	耐 震 診 断		耐 震 改 修 工 事 (※9)		
		補助率	限度額	条 件	補助率	限度額
	一般の一戸建て住宅	3/4	23万円	(1) 申請時に耐震設計図書を提出 (2) 過去に市の耐震設計補助を受けていないこと	10/10	280万円
	高齢者等住宅に係るもの (※8)	4/5	24万円			
	特定住宅に係るもの	生活保護受給者が居住し、その者又は生計を一にする者が所有する住宅で一定の要件を満たす場合は、別途、補助率及び限度額を設けておりますので建築指導課へお問い合わせください。				

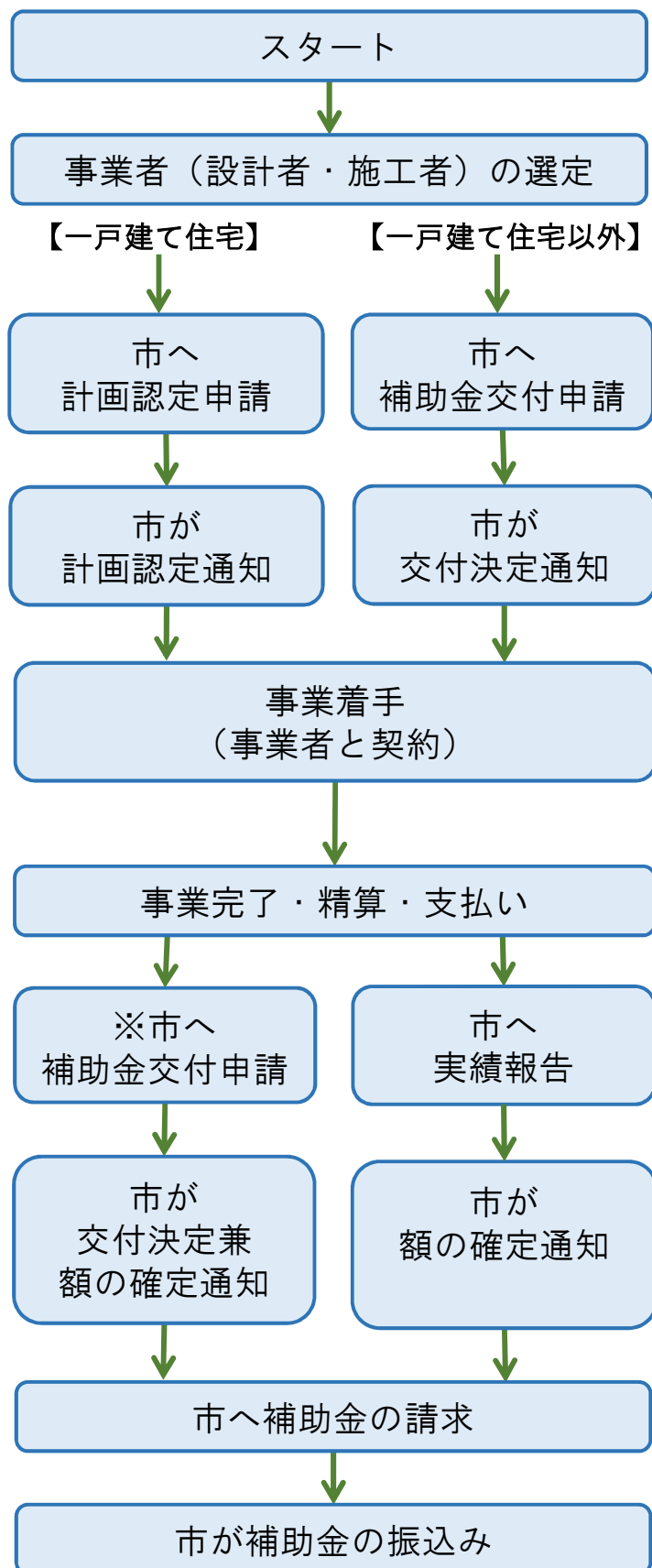
共同住宅等	対 象	耐 震 診 断		耐 震 設 計		耐 震 改 修 工 事	
		補助率	限度額	補助率	限度額	補助率	限度額
	共同住宅、長屋、寄宿舎	2/3	200万円	2/3	100万円	2/3	100万円×住戸数 （※10） 又は1億円

緊急輸送道路沿道建築物 （※11）	対 象	耐 震 診 断		耐 震 設 計		耐 震 改 修 工 事	
		補助率	限度額	補助率	限度額	補助率	限度額
	都市再生緊急整備地域第1次路線沿道 （※12）	5/6	1,000万円	5/6	750万円	2/3	2億円
	上記以外の緊急輸送路沿道	2/3	400万円	2/3	300万円	2/3	1億円

多数の者が利用する建築物	対 象	耐 震 診 断		耐 震 設 計		耐 震 改 修 工 事	
		補助率	限度額	補助率	限度額	補助率	限度額
	耐震改修促進法第14条第1号に規定する用途に供する建築物	1/3	100万円	1/3	50万円	7.6% （※13）	2,000万円
	要緊急安全確認大規模建築物			5/6 （※14）	なし （※14）	44.8%	なし

- ※7 全ての耐震診断・耐震設計において、耐震診断等評定委員会の評定が必要です。
一戸建て住宅以外の耐震改修工事では、国が定める㎡単価による上限があります。
- ※8 世帯全員が65歳以上、または障がい者手帳等の所持者あるいは生活保護等を受給している者が居住する住宅で、かつ、世帯全員の市民税が非課税である場合
- ※9 過去に市の耐震設計補助を受けている場合は、別途の補助率と限度額が設定されています。
住宅金融支援機構「リ・バース60」の利子補給を利用する場合は、当該金額から最大57.5万円を減じた額
- ※10 市長が別に定める基準により算定します。
- ※11 緊急輸送道路沿道建築物と要緊急安全確認大規模建築物の両方に該当する場合は、要緊急安全確認大規模建築物の補助率・限度額を採用します。
- ※12 対象沿線については、建築指導課にお問い合わせください。
- ※13 延べ床面積等の条件を満たす場合は、補助率が15.2%になる場合があります。
- ※14 建築物の所在地、設計額により補助率と限度額が変わります。詳しくは建築指導課にお問い合わせください。

耐震改修等の補助手続きの流れ



以下の建築物は、事業実施前年の10月までに、市に事前協議をしてください。

- ・ 緊急輸送道路沿道建築物
- ・ 要緊急安全確認大規模建築物

代理受領制度
(一戸建て住宅の場合のみ)

申請者は事業費から補助金額を差し引いた額を事業者に支払い、補助金は市が直接事業者へ振込むこともできます。

手続きの流れは①～③共通です。

①耐震診断
建物がどれだけ耐震強度があるのか確認します。

②耐震設計
耐震診断結果に基づいて、構造的に弱い箇所を補強するための計画を立てます。

③耐震改修工事
耐震設計に基づいて工事を実施します。リフォーム工事と同時に実施すれば、経費などの費用を抑えることができます。